

福祉施策審議会 小島会長 様

委員 上平慶一

今回の審議事項につき、下記の通り、私の考え方を申し上げます。審議の中でご検討いただければ幸いです。

## 1. 敬老祝い金支給条例について

- 1) 本祝い金支給の趣旨は、長きにわたって社会に貢献してきた方々（いわば長老）に恩を受けた社会が感謝し、そのことを顕彰することであり、お金は副次的なものと思う。
- 2) 従って、感謝の意を記した賞状と何らかのセレモニーを中心とし、大野委員のおっしゃるように、お祝いとして少額の商品券または紅白のお饅頭やお餅で十分なのではないか。
- 3) 支給対象人数は、長寿化により変動、増加が予想されるので、高齢者の最高齢から10人または20人まで、とすることでよいのでは。特に、米寿、白寿等にこだわることもないと思う（米寿等のご本人と家族、知人などで祝えばよいのでは）。

この方式でならば、制度として永続可能ではないか。

- 4) また、節約された資金の使途をダイレクトにふれあいの家や介護予防教室に振り替えるという表現ではなく、上記の祝い金条例の改定と共に、元気な高齢者増やしていく施策を充実させる、ということでは。

なぜなら、本来これらの施策は、祝い金の増減とは直接関係なしに、必要な政策として推進していくべきものであり、祝い金の節減が無ければその為の必要資金の捻出が困難になるような印象を与えるのはまずいと思う。

## 2. 特定難病見舞金

- 1) 闘病および家族の苦労に報いるということは、単にお金を渡せばよいということではなく、実質的なものであることが必要ではないか。具体的には、闘病者であれば、闘病生活を和らげる、家族であればその苦労を軽減するメニューを作り、その中から選べるようにする（お金を直接あげるのではなく、例えば、療養者ならば、可能なら旅行の付添をアレンジする、観劇をアシストする、介護ロボットの貸与など、またご家族なら、息抜きの旅行や外出ができるような体制を組むなど、実際に療養者やご家族が何を望んでおられるのか、いろいろな関係者からの声も含め、検証してみる必要があるのでは、と思う。）このように、本当に見舞をする意図が実感できるような制度であることが望ましい。

---

2) また、同様な境遇にある、特定疾病に該当しない病気の療養者や家族にも、何らかの方法と条件で同様の制度の適用を受けられるよう是非検討してほしい。なぜならば、難病ではなくとも闘病中やその間の家族の苦労は、難病の場合となんら変わらないと思われるからである。

以上

平成 28 年 1 月 17 日  
流山市福祉施策審議会委員 山名

次回 1 月 19 日の審議会に出席できませんので、私の意見をここに述べさせていただきたく思います。お読みいただくだけで結構です。よろしくお願いいたします。

【流山市敬老祝金支給条例の一部改正案について】

案については賛同いたします。ただ大野委員がおっしゃったように、祝金受取りに関する手続説明や申請支援に、民生委員の方に訪問していただくのが望ましいと私も思います。今後ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれ、実態把握のいいきっかけとなり、必要な支援に結びつけやすくなるからです。

また削減額を活用する新たな事業におきましては、ふれあいの家や介護予防教室もいいですが、それらが苦手な方にも楽しみや自立につながるもの…例えば市内の大型ショッピングセンターと連携し定期的に「買い物バス」を運行する（店員の方々に認知症サポーターになってもらえれば地域包括ケアの一助にもなる）、市内の銭湯と連携し「銭湯バス」を運行する（銭湯に看護師または保健師が出張して健康チェックや健康相談に乗ってくれる）等、他のことでも構いませんが、市民のニーズを捉えて複数のメリットがある事業も検討していただけると嬉しいです。

【流山市特定疾病療養者見舞金支給規則の一部改正案について】

案については賛同いたします。支給額は半額になってしまいますが、対象範囲を拡げ平等に支給し、制度も維持したいという説明で、市民にも納得していただけるものと思います。

以上です。